(目的)

第1条 この要綱は、本市所管の社会福祉法人(以下「法人」という。)及び社会福祉施設 (以下「施設」という。)に対する指導監査(以下「監査」という。)の実施に関する事 項の大綱を定め、監査の統一性及び総合的な実施を確保することにより、法人及び施設 の適切な運営の確保を図ることを目的とする。

(監査対象)

- 第2条 監査の対象となる法人及び施設は、次のとおりとする。
 - (1) 法人 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第22条に規定する社会福祉法人
 - (2) 施設
 - ア 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第1項に規定する保護施設
 - イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(養護老人ホーム,特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。)
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - 工 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設 (助産施設,母子生活支援施設,保育所及び児童厚生施設に限る。)
 - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - カ 法第2条第2項第7号に規定する授産施設

(監査の連携)

- 第3条 市長は、監査の統一的かつ円滑な実施を図るため、保健福祉政策課及び関係所管 課等の長で構成する連絡調整のための組織を設け、当該組織に監査に係る必要な事項等 を協議させるものとする。
- 2 前項の組織については、別に定める。

(指導監査班)

第4条 市長は、監査を実施するに当たっては、保健福祉政策課及び関係所管課等の職員 2名以上をもって指導監査班を編成するものとする。この場合において、当該職員のう ち1名は、原則として主査以上の職にある職員とする。

2 前項の規定による指導監査班の編成は、法人又は施設の規模、組織運営基盤の確立状況、前回の監査結果等を勘案し、適切に行う。

(監査の種類)

- 第5条 監査の種類は、次のとおりとし、市長がやむを得ないと認める場合を除き、法人 に対する監査と施設に対する監査を同時に実施するものとする。
 - (1) 一般指導監查
 - ア 法人を対象に,原則としてその業務全般(会計管理に関する監査事項については,会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると市長が認める場合には,省略することができる。)について毎年度1回実地調査により実施する。ただし,毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに,前回の指導監査の状況を勘案し,次の(ア)及び(イ)を満たす法人に対する一般指導監査の実施の周期については,3箇年に1回とする。
 - (ア) 法人の運営について, 法令及び通知(法人に係るものに限る。) に照らし, 特に大きな問題が認められないこと。
 - (イ) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について,施設基準,運営費及び報酬 の請求等に関して大きな問題が特に認められないこと。
 - イ 法人に対する一般指導監査と施設に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが本市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、市長は、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。この場合において、市長は、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。
 - ウ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に該当する法人について、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると市長が認めるときは、一般指導監査の実施の周期を次の(ア)から(ウ)までに定める周期まで延長することができる。
 - (ア) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人について, 法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則(昭和26 年厚生

省令第28号。以下「規則」という。)第2条の30 の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。(イ)において同じ。)が記載された場合 5 箇年に1回

- (4) 会計監査人を設置していない法人について、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査をいう。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合 5箇年に1回
- (ウ) 公認会計士,監査法人,税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人について,専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回
- エ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に該当する法人のうちウに掲げる場合に該当しない法人について、苦情解決への取組が適切に行われ、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が認めるときは、一般指導監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。
 - (ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合にあっては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。)又は ISO9001の認証取得施設を有していること。
 - (4) 福祉関係養成校等の研修生又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れ、地域との交流が積極的に行われていること等地域社会に開かれた事業運営が行われていること。
 - (ウ) 地域の様々な福祉の需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- オ 施設を対象に,原則としてその業務全般について毎年度1回実地調査により実施 する。ただし,施設(助産施設,母子生活支援施設,保育所,児童厚生施設及び幼保連

携型認定こども園を除く。)の適正な運営が概ね確保されていると市長が認める場合には、書面審査等による監査とすることができるものとし、当該施設に対して、2 箇年に1回以上の実地調査を行うものとする。

- カ オの場合において、老人福祉施設(特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限 る。)、障害者支援施設及び保護施設については、オに規定する書面審査等による監 査を省略できるものとする。
- キ 新たに設立された法人又は設置された施設に対する一般指導監査については、設立され又は設置された年度又はその次年度に実施する。
- (2) 特別指導監査 次に掲げるいずれかの事情があると市長が認めるときに、実地調査 により実施する。
 - ア 一般指導監査の結果その他個別の事情に基づく運営上の問題又は問題が生じるお それ
 - イ 利用者の処遇等に係る不当な行為
 - ウ 運営費等公費の不当支出
 - エ 法人又は施設の会計の不正処理
 - オ 職員の配置又は処遇に係る不当な行為
 - カ 法人又は施設に係る運営管理体制の不備
 - (一般指導監査の実施計画)
- 第6条 保健福祉政策課長は、毎年度5月末日までに監査について、国の指導方針及び前年度における監査結果に現れた問題点等を勘案して、監査の重点事項、主眼点、対象法人、実施施設、実施方法、実施時期等を記載した社会福祉施設等指導監査実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、保健福祉部長(以下「部長」という。)に報告するものとする。
- 2 法人又は施設の運営等に関する問題が発生したとき、若しくは運営状況に問題がある と認められるときは、市長は、実施計画にかかわらず、必要に応じて一般指導監査を実 施することができる。

(監査の実施通知)

第7条 市長は、監査の実施に当たっては、実施期日の1月前までに監査の対象となる法 人又は施設の代表者に対し、期日、場所、監査を実施する職員の氏名、準備すべき資料 その他必要な事項をあらかじめ通知するものとする。

- 2 監査に必要な関係資料は、監査の実施前に監査の対象となる法人又は施設の代表者から提出させるものとする。
- 3 前2項の規定は,特別指導監査及び前条第2項の規定による一般指導監査については, 適用しない。

(実施上の留意事項)

- 第8条 監査の実施上の留意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 法人又は施設の代表者及び関係職員に対してあらかじめ監査の趣旨等を説明し、その理解及び協力を得るよう努めること。
 - (2) 公平不偏かつ懇切丁寧を旨とすること。
 - (3) 必要に応じて指導及び援助を行うこと。
 - (4) 法人又は施設の担当者その他の関係職員のほか、必要に応じてその責任者から聴取を行うこと。
 - (5) 十分に意見を交換し、法人又は施設の信頼及び自発的協力が得られるよう努めること。

(講評及び意見聴取)

第9条 指導監査班の上席者は,監査終了後,法人又は施設の代表者及び関係職員に対し, その結果の講評を行うとともに,併せて意見,要望等を聴取するものとする。

(監査結果の復命)

- 第10条 監査を担当する職員は、監査実施終了後、速やかに復命し、所見及び法人又は施設からの意見、要望等を付して、当該職員が所属する課等の長に報告するものとする。 (監査結果の通知及び確認)
- 第11条 監査の結果は、全て文書をもって法人又は施設の代表者に通知するものとする。 この場合において、市長は、法人又は施設の運営に関し是正又は改善を要する事項があ るときは、所要の措置を求めるものとする。
- 2 市長は,前項の規定により措置を求めた事項のうち重要な事項については,法人又は施 設の代表者に対して期限を付して報告を求めるものとする。
- 3 前項の規定による報告を求められた法人又は施設の代表者は、報告を求められた事項 を当該法人又は施設を設置する法人の理事会に諮り、改善のための措置を検討し、その是 正又は改善の状況を確認できる資料又は是正・改善報告書により市長に報告するものと する。

- 4 市長は,前項の規定による報告があった場合において,是正又は改善を終えていない事項があると認めるときは,法人又は施設の代表者に対し,必要な指導を行うものとする。 (不作為等に対する措置)
- 第12条 市長は、法人又は施設が前条第2項の報告を期限までに行わないとき、又は同条 第4項の指導に従わないときは、特別指導監査の対象とすることができる。

(特別指導監査等の実施)

- 第13条 市長は、特別指導監査又は第6条第2項の規定による一般指導監査を実施しようとするときは、あらかじめその対象となる法人又は施設に対し、当該監査の実施を通知するものとする。
- 2 市長は、法人又は施設が第5条第2号イからカまでのいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(監査結果の報告)

第14条 保健福祉政策課長は、監査の結果を当該監査を実施した年度の3月末日までに 部長に報告するものとする。

(一般指導監査結果の公表)

第15条 市長は、一般指導監査の結果を施設を利用しようとする者等に提供するよう努めるとともに、第11条第2項の規定により報告を求めた事項及びその是正又は改善の状況について、本市のホームページにおいて公表する。

(指導監査台帳)

第16条 市長は、監査の実施状況及び実施後の是正又は改善の状況を記録するため、保 健福祉政策課に指導監査台帳を備えるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。